

**障害者の雇用の促進等に関する法律第39条第2項の規定に基づく、  
都道府県教育委員会に対する適正実施勧告の発出について**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県教育委員会」という。）にあつては、2.0%以上の身体障害者又は知的障害者の雇用に義務付けており、法定雇用率を達成していない都道府県教育委員会は、障害者採用計画を作成しなければならないこととされ（法第38条第1項）、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）を行うことができる旨規定されている（法第39条第2項）。

下記の都道府県教育委員会については、平成18年1月に3年間にわたる障害者採用計画を作成したところであるが、中間年に当たる本年6月1日現在、当該採用計画を適正に実施していないと認められることから、厚生労働大臣は、明日（31日）、法第39条第2項の規定に基づき、当該採用計画に基づいて障害者の採用を行うよう、適正実施勧告を行う。

記

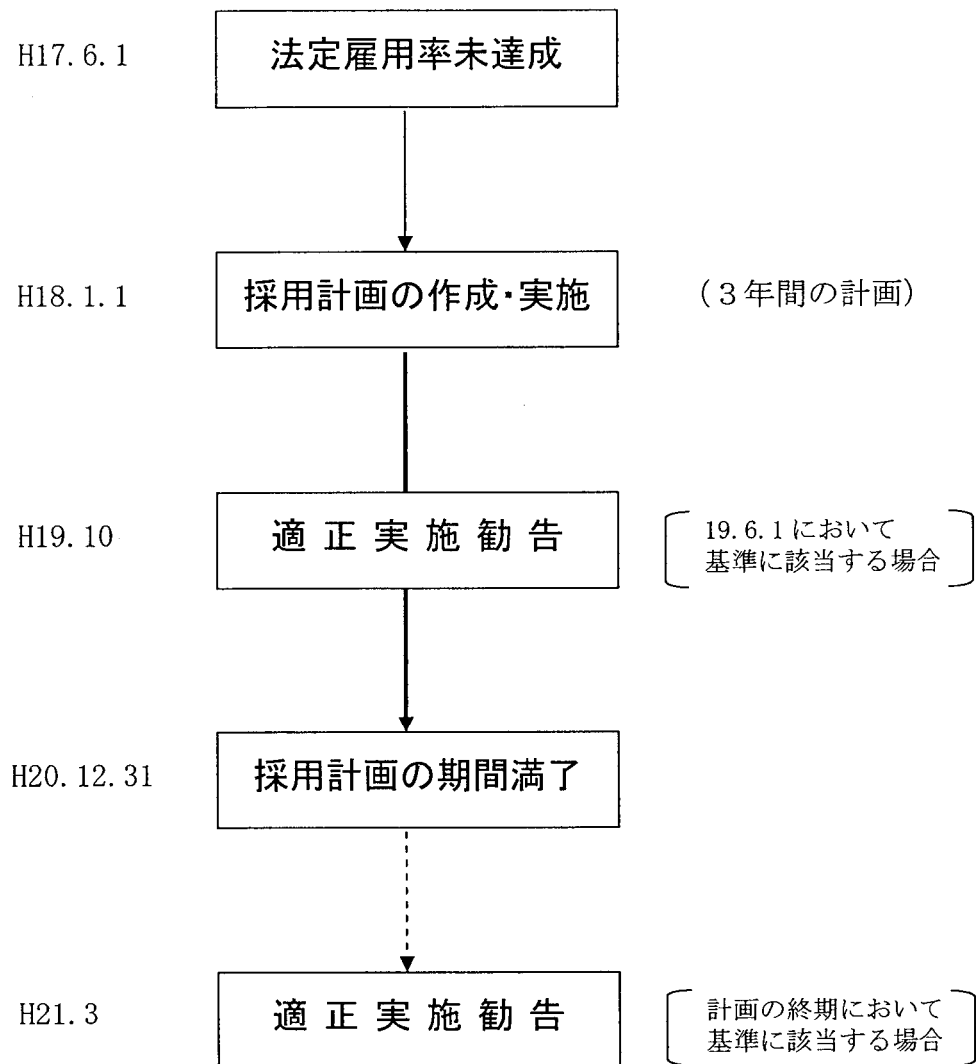
○ 都道府県教育委員会（38機関）

- |            |             |             |
|------------|-------------|-------------|
| ○ 北海道教育委員会 | ○ 神奈川県教育委員会 | ○ 岡山県教育委員会  |
| ○ 青森県教育委員会 | ○ 新潟県教育委員会  | ○ 広島県教育委員会  |
| ○ 岩手県教育委員会 | ○ 富山県教育委員会  | ○ 山口県教育委員会  |
| ○ 宮城県教育委員会 | ○ 石川県教育委員会  | ○ 徳島県教育委員会  |
| ○ 秋田県教育委員会 | ○ 福井県教育委員会  | ○ 香川県教育委員会  |
| ○ 山形県教育委員会 | ○ 山梨県教育委員会  | ○ 高知県教育委員会  |
| ○ 福島県教育委員会 | ○ 長野県教育委員会  | ○ 福岡県教育委員会  |
| ○ 茨城県教育委員会 | ○ 岐阜県教育委員会  | ○ 長崎県教育委員会  |
| ○ 栃木県教育委員会 | ○ 愛知県教育委員会  | ○ 熊本県教育委員会  |
| ○ 群馬県教育委員会 | ○ 三重県教育委員会  | ○ 宮崎県教育委員会  |
| ○ 埼玉県教育委員会 | ○ 滋賀県教育委員会  | ○ 鹿児島県教育委員会 |
| ○ 千葉県教育委員会 | ○ 兵庫県教育委員会  | ○ 沖縄県教育委員会  |
| ○ 東京都教育委員会 | ○ 島根県教育委員会  |             |

※ 静岡県教育委員会、京都府教育委員会、大阪府教育委員会、奈良県教育委員会、和歌山県教育委員会、鳥取県教育委員会、愛媛県教育委員会、佐賀県教育委員会、大分県教育委員会を除く 38委員会

# 法定雇用率 2.0%が適用される教育委員会に対する

## 雇用率達成指導の流れ図



### 適正実施勧告の発出基準

法定雇用率 2.0%が適用される教育委員会に対する適正実施勧告の発出は、次の基準による。

障害者採用計画の実施率が 50%未満であること。

ただし、以下の①及び②に該当する機関については、勧告の対象としない。

- ① 採用計画の実施率が 25%以上であること。
- ② 障害者不足数が増加していないこと。

都道府県教育委員会の在職状況

○法定雇用率2.0%が適用される都道府県教育委員会

機関名	H19.6.1現在の在職状況				採用計画の実施状況				実施率	
	算定基礎 職員数	障害者数	雇用率	不足数	採用予定		採用実績			
					①職員数	②うち障害 者数	③職員数	④うち障害 者数		
全 国 計	556,492	8,388.0	1.51%	2,792.0 ( -1,073.0 )	51,495	4,084	34,403	278.0	10.2%	
勤 告 対 象 の 機 関	北 海 道	28,967	455.0	1.57%	124.0 ( -112.0 )	1,792	280	1,703	18.0	6.8%
	青 森	9,505	136.0	1.43%	54.0 ( -19.0 )	588	66	349	1.0	2.6%
	岩 手	9,499	113.0	1.19%	76.0 ( -3.0 )	473	89	277	4.0	7.7%
	宮 城	9,947	150.0	1.51%	48.0 ( -9.0 )	763	49	577	3.0	8.1%
	秋 田	7,095	84.0	1.18%	57.0 ( -2.0 )	251.0	43	218	0.0	0.0%
	山 形	6,970	77.0	1.10%	62.0 ( -26.0 )	373	88	234	0.0	0.0%
	福 島	12,689	131.0	1.03%	122.0 ( -2.0 )	774	130	479	2.0	2.5%
	茨 城	15,027	176.0	1.17%	124.0 ( -42.0 )	1,271	170	938	13.0	10.4%
	栃 木	10,893	124.0	1.14%	93.0 ( -26.0 )	994	112	654	6.0	8.1%
	群 馬	10,544	187.0	1.77%	23.0 ( -39.0 )	790	57	569	3.0	7.3%
	埼 玉	26,467	361.0	1.36%	168.0 ( -103.0 )	3,140	272	2,177	7.0	3.7%
	千 葉	23,124	306.0	1.32%	156.0 ( -44.0 )	3,979	222	2,293	12.0	9.4%
	東 京	40,878	709.0	1.73%	108.0 ( 5.0 )	7,300	238	4,372	19.0	13.3%
	神 奈 川	21,503	311.0	1.45%	119.0 ( -13.0 )	3,603	187	1,992	6.0	5.8%
	新 潟	11,861	129.0	1.09%	108.0 ( -42.0 )	974	114	823	3.0	3.1%
	富 山	6,384	88.0	1.38%	39.0 ( -12.0 )	559	63	331	6.0	16.1%
	石 川	6,552	121.0	1.85%	10.0 ( -20.0 )	452	42	298	0.0	0.0%
	福 井	5,782	71.0	1.23%	44.0 ( -9.0 )	431	71	264	6.0	13.8%
	山 梨	5,887	75.0	1.27%	42.0 ( 0.0 )	600	51	361	3.0	9.8%
	長 野	12,243	209.0	1.71%	35.0 ( -26.0 )	1,073	60	728	0.0	0.0%
	岐 阜	11,875	175.0	1.47%	62.0 ( -3.0 )	1,280	81	1,038	3.0	4.6%
	愛 知	25,854	315.0	1.22%	202.0 ( -40.0 )	4,110	249	2,751	25.0	15.0%
	三 重	9,911	134.0	1.35%	64.0 ( -2.0 )	1,108	67	757	3.0	6.6%
	滋 賀	8,050	127.0	1.58%	34.0 ( 7.0 )	567	30	486	1.0	3.9%
	兵 庫	19,681	350.0	1.78%	43.0 ( -87.0 )	2,277	126	1,681	9.0	9.7%
	島 根	5,171	72.0	1.39%	31.0 ( -9.0 )	263	31	203	0.0	0.0%
	岡 山	10,858	119.0	1.10%	98.0 ( -14.0 )	1,098	113	656	4.0	5.9%
	広 島	10,375	155.0	1.49%	52.0 ( -26.0 )	1,050	83	509	2.0	5.0%
	山 口	8,833	120.0	1.36%	56.0 ( -4.0 )	599	58	378	4.0	10.9%
	徳 島	5,456	92.0	1.69%	17.0 ( -17.0 )	280	48	185	6.0	18.9%
	香 川	5,728	97.0	1.69%	17.0 ( -23.0 )	291	36	180	1.0	4.5%
	高 知	6,097	79.0	1.30%	42.0 ( -29.0 )	256	65	115	3.0	10.3%
福 岡	15,153	214.0	1.41%	89.0 ( -32.0 )	858	122	564	4.0	5.0%	
長 崎	9,495	143.0	1.51%	46.0 ( -2.0 )	516	34	410	4.0	14.8%	
熊 本	9,832	180.0	1.83%	16.0 ( -16.0 )	743	39	489	4.0	15.6%	
宮 崎	7,208	99.0	1.37%	45.0 ( -5.0 )	326	40	112	0.0	0.0%	
鹿 児 島	10,583	158.0	1.49%	53.0 ( -14.0 )	590	63	597	4.0	6.3%	
沖 縄	10,236	131.0	1.28%	73.0 ( -22.0 )	580	96	652	1.0	0.9%	
勤 告 対 象 外 の 機 関	静 岡	12,245	214.0	1.75%	30.0 ( -47.0 )	1,611	67	1,071	15.0	33.7%
	京 都	7,807	167.0	2.14%	0.0 ( 0.0 )	法定雇用率達成				
	大 阪	24,365	551.0	2.26%	0.0 ( -30.0 )	法定雇用率達成				
	奈 良	6,543	124.0	1.90%	6.0 ( -8.0 )	573	21	323	4.0	33.8%
	和 歌 山 (注3)	6,813	135.0	1.98%	1.0 ( -6.0 )	435	9	394	0.0	0.0%
	鳥 取	4,294	69.0	1.61%	16.0 ( -23.0 )	429	40	268	9.0	36.0%
	愛 媛	9,436	156.0	1.65%	32.0 ( -36.0 )	750	68	392	9.0	25.3%
	佐 賀	5,778	91.0	1.57%	24.0 ( -13.0 )	360	38	300	19.0	60.0%
大 分	6,998	108.0	1.54%	31.0 ( -28.0 )	365	56	255	32.0	81.8%	

(注)

1) 実施率 =  $\frac{④}{③} \div \frac{②}{①}$

2) 不足数欄の( )内の数字は平成17年6月1日時点と比べての不足数の増減であり、マイナスは障害者雇用義務達成に向けた改善を表す。

3) 和歌山県教育委員会については、障害者の職員の採用予定があり、法定雇用率達成の見通しが立っていることから勤告の対象外とする。

国及び都道府県の機関に対する、これまでの適正実施勧告発出状況

- 平成16年
  - (1) 国の機関（2機関）
    - 金融庁
    - 公正取引委員会
  - (2) 都道府県の機関（1機関）
    - 警視庁
  
- 平成17年
  - (1) 国の機関（1機関）
    - 金融庁
  - (2) 都道府県の機関（4機関）
    - 群馬県病院局
    - 警視庁
    - 静岡県がんセンター局
    - 高知県警察本部
  
- 平成18年
  - (1) 国の機関
    - 該当なし
  - (2) 都道府県の機関（3機関）
    - 岩手県医療局
    - 警視庁
    - 高知県警察本部
  - (3) 都道府県教育委員会（4機関）
    - 青森県教育委員会
    - 山形県教育委員会
    - 千葉県教育委員会
    - 沖縄県教育委員会
  
- 平成19年
  - (1) 国の機関
    - 該当なし
  - (2) 都道府県の機関（4機関）
    - 東京消防庁
    - 警視庁
    - 三重県病院事業庁
    - 長崎県離島医療圏組合（注）

（注）同組合は、地方公共団体の組合であって、県が加入している特別地方公共団体であるため、本省による指導の対象となっているもの。

## 関係条文

### ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)(抄)

#### (雇用に關する国及び地方公共団体の義務)

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員（一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、第四十三条第一項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

#### (採用状況の通報等)

### 第三十九条 （第1項 略）

- 2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

### ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和 35 年政令第 292 号)(抄)

#### (法第三十八条第一項 の政令で定める率)

第二条 法第三十八条第一項 の政令で定める率は、百分の二・一とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二とする。